

学童クラブ入所及び優先入所基準に関する規定

直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第9条第2項の選考基準は以下のとおりとし、下記の手順で入所を決定する。

※父母それぞれの基準点数を合算し、調整点を加えた合計得点の高いものから順に入所決定。それでも同点の者がでた場合は、「くじ引き」で入所決定。

入所の基準点		
就労している	居宅外就労・居宅内就労（自営業・農業）	20
	居宅外就労・居宅内就労 就業時間が１４時までの場合	15
妊娠・出産	産前６週産後８週の間	18
疾病・負傷・障がい	入院加療または常時臥床	20
	通院（居宅内で安静を要する）	15
	精神または身体に障がいを有する場合（身体障害者手帳１～３級、療育手帳重度または中度、精神障害者保健福祉手帳１～２級の場合）	20
	精神または身体に障がいを有する場合（上記以外）	15
同居の親族を常時介護・看護している	疾病又は負傷により常時床に臥している者又は重度心身障がい者の介護を１月当たり１２日以上行っている 疾病又は傷病若しくは重度心身障がい者の通院、施設通所又は入院の付添を１週あたり３日以上行っている	12
在学している	学校教育法に規定する各種学校及び職業能力開発促進法に規定する職業訓練を受けている。（就学場所等が居宅外に限る）	8
子ども・子育て支援法施行規則第１条の５第８号イ及びロに該当 （ただし、小学校就学前子どもを児童と読み替える）		最優先
直方市要保護児童対策協議会において必要性が認められると判断された場合		
学童保育料の滞納がある場合（きょうだい児に係る保育料を滞納している場合を含む）		入所を認めない。
保育が必要な日が週に３日ない場合（保護者の勤務等が重なっている日が保育が「必要な日」となり、それが月～土曜日に３日以上あることが必要です。		入所を認めない。

調整点			
学年による調整	1 年生、特別支援児童		25
	2 年生、3 年生		20
	4 年生		10
	5 年生		5
	6 年生		1
利用時間による調整	定期的な習い事や塾等があり、常態として学童クラブを欠席又は早退する日がある場合	定期的な欠席・早退がない	5
		週 1 日～2 日	4
		週 3 日以上	3
ひとり親家庭による調整	直方市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例に規定される家庭であること。		3

※父母それぞれの基準点数を合算し、さらに調整点を加えたものを合計点数とする。

※ひとり親の場合は、基準点数を2倍とする。